



## 図書館における複写サービスと著作権

前 東京都立中央図書館サービス部  
後藤 久夫

### はじめに

私は30年ほど前に、司書という形で東京都に入職し、板橋にある老人医療センターで老年医学の専門図書館を立ち上げました。それと前後して「病院図書室研究会」が昭和50年に発足し、私自身は昭和63年まで会長として、かかわって参りました。当初はお互いの知識を共有し、共にレベルアップをしていこうということが、会の大きな目的のひとつであったと思います。

今日は著作権のテーマですが、私は著作権を専門に研究していたわけではありませんで、たまたま都立中央図書館のサービス部長の任にあった時に、著作権の問題にかかわることになりました。特にこれから述べる複製権については、公共図書館では問題となる割合が高いのです。

著作権問題を審議するために図書館団体懇談会というのがあるのですが、後にこれは説明しますが、その委員会に委員として出席しておりました。多少は事情がわかるということで、その辺の話を進めていきたいと思います。現在は、審議がいろいろな部会にわたって行われていますが、その概要を示し、最後に著作権の考え方と言いましょか、今後、我々がどのように考えていったらいいのかということをお話したいと思います。

GOTOU Hisao

前 東京都立中央図書館サービス部  
学校法人 神田女学園中学校・高等学校  
〒101-0064 東京都千代田区猿樂町2-3-6  
tel: 03-3291-2447 fax: 03-3219-5467  
e-mail: gotou@kandajogakuen.ed.jp

(受理日: 2005. 11. 29)

### I. 著作権と複製権

著作権というのは、著作者人格権、出版権、実演化人格権、及び著作隣接権、これらの権利を総称して著作権と言っています。著作権法はこの権利の内容を定めています。これらの権利に抵触する行為をすれば、すべて権利の侵害行為ということになり、その侵害されたものをどのように守っていくかということを示しています。不当に権利を侵害された場合には、すなわち、著作者、著作権者、出版社、実演者等の権利が第三者に侵害されていると判断されたような場合には、権利行使について紛争を提訴することができ、法的な措置をとることができるというのが、基本的な著作権法の考え方です。

著作権の種々権利のうち、著作権法第三節第三款に「著作権に含まれる権利の種類」というのがあり、その中のひとつ、第21条に複製権というのがあります。この複製権の条文は、「著作者はその著作物を複製する権利を専有する」となっています。つまり、どなたかがある作品を書いたとすれば、各種の複製権とか、上映権となり、それらの権利は著作者が持つということになります。要は、著作権の権利がその人に独占排他的に認められる、専有というのはそういう意味です。さらに詳しく言いますと、著作権が譲渡された場合には、その権利を持つ者を著作権者と言います。著作物を複製する場合には、本来的には著作者あるいは著作権者の許諾が必要になるわけです。

著作権、著作権者の権利を守るのが、著作権法という法律の本来の目的です。その中で、無断でコピーされない権利が、わかりやすく言えば複製権というものです。複製権はコピー機でのコピー

だけを言うわけではありませんで模写、写真、録音、ダビング、ダウンロード、プリントアウトなど、現在、世の中の技術進歩に伴って複製手段はいろいろありますが、そういうものもすべて含めて複製と言います。著作権と言われるもののうち、特に疑義を生みやすい、あるいは我々が何かを処理する場合に問題となるこの複製権が一番直接関係した部分となります。

私が都立中央図書館に勤務している時に、一番トラブルが多かったのは、このコピーの問題でした。例えばご自分が海外に旅行して、その際の紀行文をまとめたい、自分たちの俳句をまとめて本に出版したいなどという場合、それに伴って写真がないからこういうものを使いたいとか、美術書のコピーをとらせて欲しいとか、他の俳句のコピーをとらせてくれとか、いろいろとコピーの要望というものが出てきます。ところが、現行の著作権法ではいろいろ制約があって、そのままコピーを取るわけにいかない、まず著作者が何年生まれの方で、まだ現在、著作権が残っているのかどうか調べたりとか、その上で場合によってはマスクをかけたりしてコピーします。そうすると利用者の方からクレームがきます。著作権は、日常的に皆さんが意識しているわけではないですから、クレームがきて当たり前ですが、その度に我々が説明をしなければならぬということになってしまいます。これが公共図書館における複製ということでトラブルが起きている一例です。

## II. 複製権の制限規定

複製権というのは、作者に独占的、排他的に認められた権利で、複製は原則不許可です。しかし、この権利が原則のまま全てに適應されてしまうと問題がありますので、こういう場合には、いちいち権利者に許諾を得なくてもコピーしてよろしいという制限規定が複製権にはあります。権利制限というのは、本来著作権者の許諾を得て行うべき利用行為について、公益上等の理由から、例外的に許諾を不要とするものです。

許諾を得なくても複製してよろしいという典型が、まずひとつは著作権法の30条にあります、「私的使用のための複製」です。これは「個人的に、または、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において、使用することを目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。」要するに私的に家庭内で自分が楽しむというような目的だったら、許諾を得なくてもよろしいということです。

もうひとつ、31条というのがあります。それが図書館等における複製ということで、「図書、記録、その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で、政令で定めるものにおいては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料を用いて著作物を複製することができる」となっております。一定の条件の下であれば、複製の許諾を求めなくてよいというのが31条の主旨です。一定の条件というのは何かと言うと、1. 利用者の求めに応じ 2. 調査研究の目的のため 3. 公表された著作物であること 4. 著作物の一部分、ただし発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物の場合はその全部 5. 一人につき一部であること、これが条件になっています(図1、2)。こういうことを守れば、いちいち許諾を求めてコピーを取らなくてもよい、自由に取ってくださいというのが主旨になります。この制限規定に則って、図書館等における複製が現実にはなされております。

次に、図書館資料の保存のため必要がある場合、あるいは他の図書館等の求めによる複製、これも一定の条件における無許諾複製サービスということで複製は可能ということになります。大学図書館とか、古い大きい図書館になりますと、図書館資料の保存の必要な場合というのが出てきます。例えば、都立中央図書館で実際にあった例ですが、終戦直後に発行されたようなミメオグラフ、謄写で書いたような資料があります。こういうようなものは現物をそのまま利用に供することができないので、コピーの取り直しをどうしてもしなくて

## 複製権の制限規定

- ※ 私的使用のための複製(第30条)
- ※ 図書館等における複製(第31条)
- ※ 学校その他の教育機関における複製(第35条)
- ※ 点字による複製等(37条)
- ※ その他...

(参考)

権利制限は、本来著作権者の「許諾」を得て行うべき利用行為について、公益上等の理由から例外的に許諾を不要とするもの。  
〔特別な場合〕「通常の利用を妨げない」「著作権者の正当な利益を不当に害しない」

図 1

## 複製等に関する 図書館側・権利者側の要望

### ※ 図書館側要望

1. 図書館等が例外的に許諾を得ずにファクシミリ等の公衆送信により複製等を提供できるようにすること
2. 入手困難な図書館資料に複製された著作物全部を無許諾で複製可能に
3. 再生手段の入手が困難な図書館資料を保存のため無許諾で複製可能に
4. 図書館等においても複製障害者用図書館を無許諾作成可能に
5. 館内のインターネット端末から利用者が無許諾でプリントアウト可能に
6. 図書館内のみの送信を目的に図書館資料を無許諾でデータベース化可能に

### ※ 権利者側要望

1. 商業目的の「調査研究」を目的として利用者が複製を求めた場合について権利制限の対象除外すること
2. 図書館資料の貸し出しに複製金を課すこと
3. 図書館等において利用者の求めに応じ行う複製について複製金を課すこと
4. 公衆用コピー機を利用した私的使用のための複製を権利制限の対象から除外すること
5. 図書館等におけるビデオ等の上映を権利制限の対象から除外すること

報告書「文化審議会著作権分科会 審議経過の概要」平成13年12月

図 3

## 図書館等における複製

一定の条件の下で無許諾複写サービス可(第31条)

- ※ 1号  
①利用者の求めに応じ ②調査・研究 ③公表された著作物 ④著作物の一部分(ただし、発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物の場合はその全部) ⑤一人につき1部であること
- ※ 2号  
図書館資料の保存のため必要がある場合
- ※ 3号  
他の図書館等の求めによる複製

(参考) 図書館資料の複製が認められる図書館等  
⇒著作権法施行令第1条の3

図 2

はならない、そういうような場合も複写が許されます。図書館に直接関連するものは上記になると思います。

### III. 文化庁著作権審議会での検討

実は、著作権法は希代の悪法と言われるほどのわかりにくい法律です。時代が変われば、それに伴い著作権の概念も変わってきます。現在はデジタルでの利用も多く、複製も簡単にできますし、写真、イラストなどは簡単にPhotoshopとか、図形ソフトで加工することができるようになりました。音楽に関しても同様です。

このような時代の変革、再生技術の高度化に合わせ、著作物の概念の変化に沿って著作権も改訂、改正していかなければならない状況が出てきています。そこで著作権を管理している文化庁では、

これらの問題点を文化審議会著作権分科会で検討していくこととしています。まず、複製に関する審議会の検討が、どのように行われているかということをお話します。

平成13年12月に著作権分科会で「審議経過の概要」がまとめられました。図書館側からと権利者側が、それぞれ団体を作っており、双方の問題をどうやって解決していくか、論点について当事者間での具体的論議の促進をするということで、現在に至るまで協議を行っています。分科会の審議の中でどういうことが問題になっているかをこの時点で整理したもので、図書館側、権利者側の各々の言い分を表したものが図3の「複製等に関する図書館側、権利者側の要望」です。さらに審議が続けられ、平成15年に審議経過の論点整理をし、具体的に法案、法令にどのように反映させていくのか、平成15年の検討体制が現在まで続いています。現在は、審議がいろいろな部会にわたって行われております。近年一番大きい問題は、コンピュータ、特にインターネットで、それに関連した複写、利用についての審議、経過概要が報告され、同様に今年も今後の検討課題ということになっています。文化審議会著作権分科会のURLをひいてもらうと、この問題とともに何が問題になっているかが出てきます。

具体的に言えば、ワーキンググループがあって、そこで問題整理をして、法改正を行う方向とすべき事項と意思表示システム<sup>注1</sup>により対応すべき

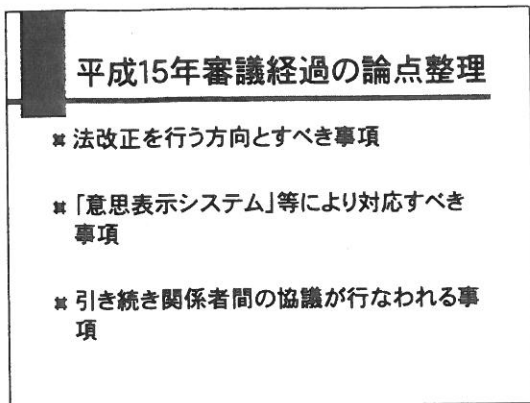


図 4

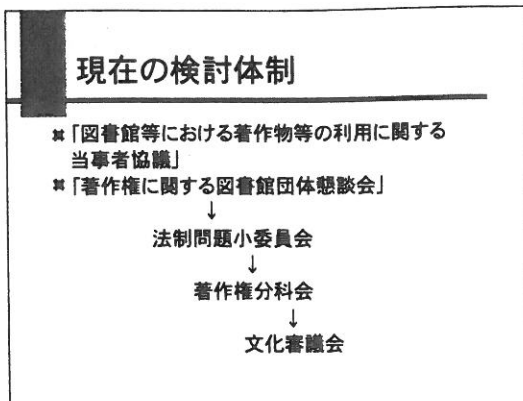


図 6

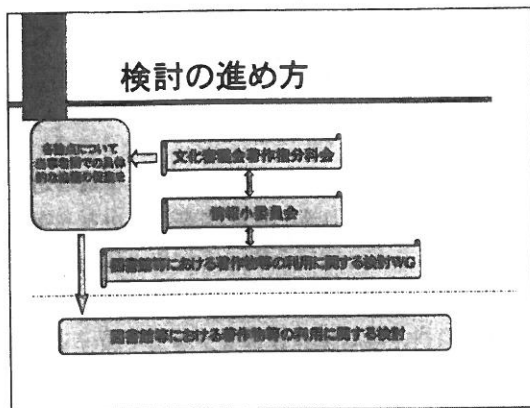


図 5

事項と、引き続き関係者間の協議が行われる事項など(図4)、いろいろ問題点がある中で、選り分けて引き続き関係者間で話し合いをする、つまり、法令の条文を全面的に変えるわけにはいかないけれども、ガイドラインのようなものを作って、いくつかの問題事項を検討しようと言うことです。

法律の改正、あるいは条例の改正などが実施される場合、主要なものになると審議会では、必要に応じて複数の小委員会などを作り、学識経験者や実務家などを集めて、いろいろアイデア、問題点を検討しまとめます(図5)。小委員会から分科会へそのまとめをフィードバックし、分科会でもう一度整理し直し、あるいは新たな問題点を加え、文化審議会に提出し、そして所管する省庁がそれぞれ報告のあった点について法案としてまとめ、国会に提出して改正に至るという手続きを

踏んでいます。

「図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議会」、「著作権に関する図書館団体懇談会」(図6)の、この2つのワーキンググループがすでにスタートしてしまっていて、私は中央図書館のサービス部長の時に、この両方の委員をしていました。図書館団体懇談会は、著作物を利用する側の利用者側で、千葉大の図書館長の土屋先生が座長で、委員は公共図書館では私、大学図書館協議会では国公私立それぞれの図書館の代表者、専門図書館協議会、学校図書館協議会の代表者、学識経験者で糸賀雅児さんなど、事務局は、日本図書館協会の常世田良さんなどでした。図書館に関連する問題、例えば、ファクシミリ等の公衆送信による複製物の提供などという、ガイドラインを作って検討してきました。そのひとつの成果が、昨年に締結されました「大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン」で、平成16年7月15日国公私立大学図書館教育委員会から出ております。

この懇談会で検討した結果を、「図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議会」でさらに検討します。当事者ですから利用する側と権利を持っている側が委員であり、金原出版の金原さんが委員長であり、その他の類似出版社と話し合ってファックス送信の問題などを含め、検討をしました。

平成17年8月25日に、平成17年度の文化審

議会著作権分科会法制問題小委員会から審議の経過が出ており、インターネット上で見られます。この中に、図書館関係の権利制限について、現行制度との問題の所在ということで出ております。例えば第31条の図書館資料に「他の図書館から借り受けた図書館資料を含めることについて」実務上、実施していることが31条に抵触するか、しないかというようなことを整理してあります。

いずれにしても、この小委員会で種々の問題を整理して、結果が今この文化審議会著作権分科会法制問題小委員会審議の経過というふうにとまっています。ここからさらに著作権分科会に上がり、文化審議会から答申という形で出てきます。

#### IV. 図書館としての対応

政令を含め法律の改正には、各委員会等手順を踏んでいきますので時間を要し、なかなか時代の趨勢を即時に反映したものにはなりにくいところがあります。今までお話しましたように著作権というのは著作者、著作権者に認められた権利で、それが他者からの侵害を受けたときにどのように対応していったらよいかということを著作権法が本来的に規定しているわけです。この法令に基づいて、社会的、公共的な性格をもつ図書館の複写がよい、悪いというようなことを言っているわけではありません。

著作権法は、時代や技術進歩に遅れをとりがちですけれども、そのような時にはどのように解釈すればよいかと言えば、その法律が持っている立法主旨によって解釈します。また先行する法律が十分ではないような場合には、後法を優先します。

私が側聞したところによると、31条の制限規定の中で、要件を満たしたところは許諾を得なくても複製ができると言われているが、そこに該当するかないかということがどうも皆さんの関心事らしいですが、この著作権法というのは著作権者の権利を守ることが本来の主旨なわけです。そこに規定されているか規定されていないかということは、それは現実にひとつひとつ例を挙げて判

断していかなければ、よい、悪いというのは言えないことです。

聞くところによると「病院の図書館は31条の制限解除されていない図書館だから、コピーはいたしません」というようなことが言われるやに私も聞いていますが、著作権法というのは、本来その法を根拠に、ある機関が「あなたのところにはコピーをしてあげません」というような声明を出す類の法律ではないのです。30条、31条は、そういう主旨ではありませんので、むしろ問題が出たときに論理的に何が問題なのか、拒否の理由を明らかにしていく方が、早い解決になるような気がします。

当事者協議会という中で、ある一部の図書館の方々から、要望書が出ておりましたけれども、その場の協議の雰囲気をお伝えすると、「図書館としての運動論というのは、また著作権法とは別の問題ではないですかね」というようなことも話合われていました。私も全くそのとおりでと思います。著作権法を根拠にこれができないという言い方は、これから逆にいろいろな意味で問題にしていかなければいけないのではないかと思います。

注1) 意思表示システム: インターネットのホームページなどに掲載された著作物他、権利者が一定の範囲内であれば当該著作物の利用に際し「許諾を求めなくても利用して構わない」と考えている場合にその意思を表示する。利用者が権利者に連絡し利用の許諾を求めることで利用者・権利者双方に負担となる不必要なコストを減らし、著作物の利用が円滑に行われるようにするため、権利者自らがその意思を利用者に正確かつ簡単に伝えることができる標準的な方法、例えば“自由利用マーク”のようなものを作り、普及させるシステム。

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/gijiroku/014/03110601/003.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/014/03110601/003.htm))



## Q & A

**Q**：複製権のところに「著作権はその著作物を複製する権利を制限する」とありますよね。今、医学系の雑誌、学術雑誌では、書いた方たちよりも出版社がそれを代行しており、自動的に著作した人ではなくて例えば、契約でこの論文に関してはうちの出版社に著作権が帰属しますということを契約してしまったら、結局は出版社に著作権は移るといわけですか  
後藤：その場合は、出版社が著作権者ということになるはずですよ。

**Q**：本来の著作権者は、特に医学の世界では広く情報を伝えたい、利用して欲しいと言っているのに、本が売れなくなるからという、極端な話かも知れませんが、そういう出版社が著作権を持っているということが、コピーをとる時になかなか昔のようにできなくなったということではないかと私は思っています。例えば、ある医学雑誌の欄外に「この頁はコピーすると1頁につき50円です。」ということが毎頁に印刷されている雑誌があります。著作権者がコピーをOKしていても、結局、出版社の法の関係で複写に関しては、かなり問題が出てきているのではないのでしょうか。

後藤：公共図書館ではあまりそういう状況にはなっていないと思います。一般的にもそのような表示することが普及してはいないように見受けられます。

**司会** 山崎むつみ：ただいまの件ですが、多分投稿する時に、著作権は出版社に渡すというのは今、エルゼビアでもブラックウェルでもワイリーでも、書かされています。著作権と著

作権者は別であるというのは、社会の常識となってきたております。先ほどの図書館等における著作物の利用に関する当事者協議では、出版社の方が中心になっているとのことでしたが、著作権者というのが非常に問題になっていますし、また、そこからどうやって著作権を複製するかというようなことも日本ではまだしっかりしていない、非常に明確ではないというのが混迷の度を増しているように思われます。

**Q**：著作権についての法律知識は難しいし、インターネットで資料等を読んでもなかなか理解しづらいものがあります。分かりやすいものがありましたら教えていただきたい。

長谷川：インターネット上の法令集は大体、本文以外はかなり省略して掲載されています。できるだけ出版されている六法全書、法令を参考にされた方がわかりやすいと思います。例えば、「著作権法第二条⑤ この法律にいう「公衆」には特定かつ多数の者を含むものとする」と明記されていますが、各条文に適用されている場合は、この公衆という意味は「上記の二⑤」を参照しなさいという注釈が付けられています。こういう説明は、インターネットではほとんど割愛されています。これらの注釈により理解が深まると言うこともあると思います。

(本稿は、2005年9月10日に開催された病院図書室研究会著作権勉強会の講演に加筆したものである。)